

食安輸発0710第2号
平成24年7月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産オオバコエンドロのシペルメトリン及び台湾産養殖鰻のフラゾリドン)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年6月29日付け食安輸発0629第1号）により通知したところです。

このたび、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

1. タイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホスシペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

に改める。

2. 台湾の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰐及びその加工品		フラゾリドン フェニトロチオン	別表2の4によること。	フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 フェニトロチオン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれ、基準値(0.002ppm)を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰐及びその加工品		フェニトロチオン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.002ppm)を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。

に改める。